

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録……………

……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…

告示（選）

○東京都議会議員選挙における当選の効力に関する
異議申出についての決定（二件）……………

告示（海区漁調）

○東京海区における遊漁者等によるまき餌釣りの制
限……………

○東京海区における釣漁法の制限……………

○東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……………

公告

○土地区画整理組合の理事の就任……………
……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…

告示

●東京都告示第九百八十号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成
二年法律第七十号）第十二条第五項第四号に規定する講習
会として、次のとおり登録したので、食鳥処理の事業の規

制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十
二号）第二十一条第一号の規定に基づき告示する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人日本食品衛生協会

台東区寿四丁目十五番七号

全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会

台東区下谷二丁目一番十号

一般社団法人日本食鳥協会

千代田区岩本町二丁目九番七号

二 講習会の実施期間

（一）複合型（eラーニング及びライブ配信）

eラーニング 令和七年十二月一日から令和八年一
月九日まで

ライブ配信 令和八年一月二十七日から同月二十
九日まで

（二）集合型

令和八年一月二十日から同月二十三日まで

三 登録年月日

令和七年九月二十四日

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第二百一十一号

令和七年六月二十二日執行の東京都議会議員選挙におけ
る当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決
定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二
百十五条の規定により告示する。

令和七年十月十七日

東京都選挙管理委員会

7 選 選 第 5 1 7 号			決 定 の 理 由	
決 定 書	異議申出人 岡田 宏		当委員会は、本件異議の申出について、形式的要件を備えた適法なものとして認め、これを受理し、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、当選人から意見書の提出を受けるとともに、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第216条第1項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行政不服審査法」という。）第31条第1項の口頭意見陳述の機会を与えることでその主張を明らかにした。	
	上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年7月2日に提起された、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）の大田区における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。		また、当選人に証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出を求めるとともに、公選法第212条の証人尋問を行い、証言を求め、慎重かつ厳正に審理した。その結果は、以下のとおりである。	
	主 文	本件異議の申出を棄却する。		第1 本件異議の申出に至るまでの経緯
	異 議 の 申 出 の 要 旨		1 令和7年6月13日、本件選挙告示	
	1 異議の申出の趣旨		2 同月22日、本件選挙期日	
申出人は、本件選挙における当選人である福井悠太氏（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるものである。		3 同月24日、当選人の告示		
2 異議の申出の理由		4 同年7月2日、申出人から本件異議の申出が提起され、当委員会はこれを受理した。		
本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。		第2 申出人の主張及び当委員会における審理経過		
当選人の住所は大田区蒲田五丁目とされているが、申出人を含め近隣の住民からは当選人を見かけたことがないとの声も聞かれる。もし大田区に居住の実態がないのであれば、東京都民の代表としての都議会議員に相応しいとはいえないので、水道料金の利用実態などを調査し、その結果によっては当選を無効とすべきである。		1 申出人の主張		
		当選人は、大田区蒲田五丁目を住所としているが、近隣の住人からは見かけたことはなく住んでいないのではないかとその声も聞かれる。		
		申出人は、昨年まで大田区蒲田五丁目に長年住み、現在も仕事柄、頻繁に近くを訪れるが、当選人の居住を見たことも聞いたこともない。		
		当選人の居住の実態が大田区にないのであれば、東京都民の代表としての都議会議員に相応しいとはいえないため、水道料金の利用実態などを調査、確認し、実態の調査、解明の結果によっては当選無効の厳正な対処が必要である。		

東京 都 公 報

令和7年10月17日（金曜日）

2

(第18410号)

2 当委員会における審理経過

(1) 前提となる事実

ア 本件選挙は、令和7年6月13日に告示され、当選人は同日、本件選挙の立候補の届出を行い、本件選挙（大田区選挙区）の選挙長に受理された。届出の際の住所は、大田区蒲田五丁目の住所（以下「現住所地」という。）であった。

イ 本件選挙は、同月22日に執行され、当選人が当選し、同月24日に当選人として告示された。

(2) 証拠書類等に記載された事項

当選人が提出した証拠書類等に記載された内容は以下のとおりである。

ア 当選人の住民票について

当選人は、令和7年3月6日を転入日とし、神奈川県横浜市港北区内の住所（以下「前住所地」という。）から現住所地に転入した旨、同日に転入届を届けている。世帯は単身世帯である。

イ 現住所地に係る賃貸借契約書について

当選人は、令和7年3月6日に、当選人を借主として、住宅賃貸借契約を締結している。契約期間は「2025年（令和7年）3月9日から2027年（令和9年）3月8日まで（2年間）」、賃料等は月額60,000円、敷金は60,000円である。床面積は約16.5平方メートルである。

ウ 当選人の生活状況について

(ア) 当選人から提出のあった家具量販店からの請求書によると、当選人はダイニングテーブル3点セット及びソファを購入し、納品場所は現住所地、納品日は令和7年3月15日であった。

また、当選人から提出のあった現住所地の室内の写真画像でも、ダイニングテーブルと椅子及びソファが確認できた。

(イ) 当選人から提出のあったデビットカードの支払履歴には、同月15日に現住所地近隣におけるコンビニエンスストア、ドラッグストア、家具量販店及び100円均一ショップにおける生活に必要な日用品の購入や、現住所地周辺の飲食店での食事代の支払が確認できた。

そのほか、同月23日から同年6月18日までに現住所地付近での飲食や日用品の購入等に係るデビットカードによる支払が計23回あった。

(ウ) 上下水道料金及び使用量（契約者は当選人本人）

使用期間	上下水道料金（円）	使用量（m ³ ）
令和7年3月7日 ～4月2日	1,736	0
令和7年4月3日 ～6月3日	3,806	5
令和7年6月4日 ～8月4日	1,232	7

(エ) 電気料金及び使用量（契約者は当選人本人）

使用期間	電気料金（円）	使用量（kWh）
令和7年3月10日 ～4月8日	1,097	23
令和7年4月9日 ～5月8日	1,484	35
令和7年5月9日 ～6月8日	1,586	39
令和7年6月9日 ～7月8日	2,051	57

(オ) ガス料金及び使用料（契約者は当選人本人）

使用期間	ガス料金（円）	使用量（m ³ ）
令和7年3月15日 ～3月20日	147	0
令和7年3月21日 ～4月20日	1,421	4
令和7年4月21日 ～5月21日	2,145	8
令和7年5月22日 ～6月19日	1,963	7
令和7年6月20日 ～7月22日	1,423	4

(カ) 当選人から提出されたQR決済アプリPayPayの支払履歴によると、令和7年3月22日から同年6月22日までの期間において

254件の決済があり、そのうち173件が大田区内での取引である旨が示されている。なお、決済データのうち、現住所近隣のコンビニエンスストアであるファミリーマート蒲田駅東店、ファミリーマート大田区役所前店での決済履歴は59件であり、そのうち深夜から早朝の時間帯（21時から9時までの間）の支払は43件であった。

(キ) 当選人から提出されたChargesSpotの返却履歴

当選人から提出されたモバイルバッテリー貸出サービスであるChargesSpotの返却履歴によると、返却履歴全13件が大田区内で貸出又は返却が行われており、うち10件が現住所近隣の店舗であった。

なお、最初のChargesSpotの利用は、4月24日であった。

(ク) 当選人から提出された前住所地を車庫とする自家用車を政治活動及び選挙運動に用いた際のコインパーキングの領収書24件について、いずれも大田区内のコインパーキングのものであり、かつ、入庫日時と出庫日時を確認すると、夜通し駐車していた。このうち現住所近隣のコインパーキングの領収書は23件であった。

(ケ) 当選人は、「街頭活動100回チャレンジ」と銘打ち、令和7年3月31日の京浜急行電鉄本線の雑色駅（大田区仲六郷二丁目）を第1回目として、おおむね、平日の午前7時頃より大田区内の駅前で街頭活動を行っており、日々の様子をXアカウント (@dpfp_fukui) にて投稿していた。

また、国民民主党東京都第4区総支部長の井戸まさえ氏（以下「井戸総支部長」という。）と当選人と一緒に早朝から街頭活動をしている様子について、別のXアカウント (@idomaseae) においても投稿されていた。

さらに、当選人は街頭活動時における大田区内の飲食店での食事に係る内容をXで複数回投稿していた。

(コ) 当選人から提出されたUberEatsの注文履歴によると、計7件の利用実績があり、うち6件は国民民主党東京都第4区総支部の事務所（大田区蒲田五丁目46-10金親ビル。以下「総支部事務所」という。）、残り1件は現住所地を受取先としていた。

エ 前住所地における光熱水費について
当選人からは前住所地の上下水道、電気及びガスの使用量明細が提出された。内容については次のとおりである。

(ア) 上下水道料金について

使用月分	使用量 (m ³)	金額 (円)
令和6年 7～8月分	13	2,845
令和6年 9～10月分	33	7,843
令和6年11～12月分	39	9,790
令和7年 1～2月分	36	8,816
令和7年 3～4月分	33	7,843
令和7年 5～6月分	27	5,896

(イ) 電気料金について

計算期間	使用量 (kWh)	金額 (円)
令和6年 6月29日～7月17日	37	1,928
令和6年 7月18日～8月17日	270	9,730
令和6年 8月18日～9月17日	324	10,325
令和6年 9月18日～10月17日	234	7,613
令和6年10月18日～11月17日	212	7,281
令和6年11月18日～12月17日	231	8,416
令和6年12月18日～令和7年1月17日	258	9,275
令和7年 1月18日～2月17日	208	7,088
令和7年 2月18日～3月17日	172	6,006
令和7年 3月18日～4月17日	143	5,312
令和7年 4月18日～5月17日	118	4,710
令和7年 5月18日～6月17日	126	4,946

(ウ) ガス料金について

計算期間	使用量 (m ³)	金額 (円)
令和6年 6月30日～7月15日	1	542
令和6年 7月16日～8月15日	12	2,805
令和6年 8月16日～9月12日	13	2,739

令和6年	9月13日～10月15日	22	4, 148
令和6年10月16日～11月14日	23	4, 474	
令和6年11月15日～12月12日	33	6, 275	
令和6年12月13日～令和7年1月16日	45	8, 117	
令和7年	1月17日～2月13日	35	6, 200
令和7年	2月14日～3月13日	36	6, 399
令和7年	3月14日～4月14日	36	6, 679
令和7年	4月15日～5月15日	22	4, 582
令和7年	5月16日～6月15日	17	3, 718

(3) 当選人の主な証言

当選人に対して公選法第212条の規定に基づき証人尋問を実施した結果の概要は、以下のとおりである。

ア 家族や居住地に関すること

(ア) 同居する家族は、配偶者のみ。

(イ) 令和7年2月末頃に国民民主党東京都総支部連合会との面接を通じ、本件選挙への立候補を決定するとともに、公認候補者としての内定を得た。その当時は前住所地に配偶者とともに居住していたが、事前に配偶者に対して本件選挙への立候補に関する相談を全く行っておらず、本件選挙が令和7年6月22日に執行されるまで時間もないため、單身用の住居を確保し、当選後には配偶者とともに生活できる大田区内の住居へ移転することとし、当選人は單身で生活することとした。そのため、本件選挙が執行されるまでの間、配偶者は当選人と別居し、前住所地に居住していた。

(ウ) なお、本件選挙後において、当選人は、配偶者とともに現住所地とは別の大田区内の物件に引っ越し、現在は同居している。

(エ) 現住所地への引越しについては、3月9日に自家用車で布団と日用品を運んだ。足りない家財はオンラインで購入し、3月15日に納品された。また、同日、配偶者とともに生活に必要な日用品等を現住所地近隣のドラッグストア等において購入した。

(オ) 水道と電気は賃貸借契約締結後、速やかに開通の手続をとったが、ガスについては立会いが必要であったため、3月15日に開通の手続を行った。

イ 当選人の勤務状況について

(ア) 令和7年3月28日まで、東京都千代田区に所在するＩＴ関連会社において勤務していた。勤務形態はテレワークが主で会社への出社は月数回程度であり、出社の際はＪＲ新横浜駅からＪＲ東京駅まで新幹線を利用していた。退職日は3月末だが、3月15日以降は有給休暇を取得していた。

(イ) ＩＴ関連会社退職後は、本件選挙に向けた政治活動に専念していたため、無職であった。

ウ 当選人の生活状況について

(ア) 現住所地に同居人はいなかった。

(イ) 現住所地は賃貸まりするだけの場所と割り切り、主な電化製品はエアコンのみで冷蔵庫や洗濯機は設置していなかった。なお、エアコンは備え付けのものを使用していた。

(ウ) 食事は、自炊はしていない。選挙区内での政治活動から総支部事務所へ戻る間にある飲食店で食事をとることや、政治活動後に総支部事務所でも同支部職員が準備した弁当を食べることが多かった。また、Uber Eatsを利用して、総支部事務所や現住所地で食べることもあった。

(エ) 入浴は、現住所地がユニットバスであり狭いため、バススタジアムにお湯を貯めて使用することはなく、シャワーで済ませていた。1回あたりのシャワーの利用時間は5分程度であった。また、現住所地の近隣にあるサウナ施設を使用することや配偶者に会うために前住所地を訪れた際に入浴を済ませることもあった。

(オ) 洗濯は、現住所地に洗濯機を設置していないため、配偶者に洗濯物を持って帰ってもらい又は自ら届け、前住所地で洗濯した。また、配偶者による洗濯が間に合わないといった事情がある場合には、近隣のコインランドリーやクリーニング店を利用していた。

(カ) 日常生活の移動手段は自動車であり、公共交通機関を使用することはほとんどなかった。井戸総支部長と政治活動を行う際は、総支部の自動車を利用していた。

また、総支部の自動車を使用できない場合は、配偶者が使用するために前住所地に置いてある自家用車を持ってきて移動手段としていた。

(キ) 引っ越しを行った3月9日から国民民主党から公認内定が発表された3月28日までは、前職の引継ぎや親族や友人への出馬報告を行うため、

前住所地と現住所地を歩き来しながら、訪問先を訪れることが多く、日中は現住所地に滞在することはほとんどなかった。しかし、居住実態を疑われるようなことがあってはいけなとを考え、行程上、可能な限り現住所地で宿泊するようにしていた。 (ク) 前住所地と現住所地とが片道４０分以上かかり、翌日の政治活動に支障がでることから、前住所地に宿泊するのは４～５月の週末を中心とした数日であった。６月以降は選挙運動が忙しく、前住所地に宿泊することとはなかった。 (ケ) 国民民主党から公認内定が発表された３月２８日以降本件選挙までの間、ほぼ毎日、午前６時頃から午後１１時まで大田区内で政治活動や本件選挙に向けた準備を行っていたため、現住所地には寝に帰る程度であった。 (コ) 配偶者が現住所地を訪れる頻度であるが、時期によって異なる。４月から５月下旬の時期については、配偶者が神奈川県にある職業訓練校に通っていたため、週１回程度であった。それ以降の時期については、当選人の政治活動及び選挙運動の手伝いや日常生活の世話のため、週２～３回程度の頻度で現住所地に来てもらっていた。 エ 当選人の政治活動状況について (ア) 当選人の政治活動拠点は、総支部事務所である。 (イ) 当選人は、選挙区である大田区内ではこれまで地縁血縁がない、いわゆる「落下傘候補」であるため、知名度不足を補うべく、ほぼ毎日、選挙区内での街頭活動を行うとともに、総支部事務所においてスタッフとの打合せ等を行った。 (ウ) 総支部事務所において、翌日の政治活動に係るSNS発信作業（複数名で発信内容を確認していた）等を終えた後に、現住所地に帰宅することが日常であった。 (エ) 総支部事務所の最寄りであるJR蒲田駅は大田区内で最大の駅であるが、JR蒲田駅付近のみで政治活動を行っていたわけではない。区内には駅がおよそ６０か所あり、朝、日中、夕方の各時間帯において街頭活動を行った。朝は井戸総支部長と一緒に活動することが多かった。昼間は単独で活動し、夕方は支援者の方と一緒に活動することが多く、当選人のみで活動することは少なかった。	(オ) 「街頭活動１００回チャレンジ」と銘打ち活動していたが、本件選挙の告示日までに目標回数を達成することができた。 オ 証人尋問後、当選人から証人尋問における補充書が提出された。主な内容については、以下のとおりである。 (ア) ３月２２日から３月３１日までのスケジュールについて ３月２２日から３月末までの光熱費が少ない理由の１つとして立候補の挨拶回りや前職の引継ぎがあったことを陳述したが、３月２２日以降のスケジュールについては次のとおりである。 <table><tr><th>日付</th><th>出発</th><th>活動内容</th><th>帰宅</th></tr><tr><td>３月２２日</td><td>蒲田</td><td>日本青年会議所総会出席後、豊洲市場にて青年会議所メンバーと懇親、立候補に関する相談</td><td>蒲田</td></tr><tr><td>３月２３日</td><td>蒲田</td><td>大田区内を配偶者とともに散策後、区内飲食店で食事</td><td>蒲田</td></tr><tr><td>３月２４日</td><td>蒲田</td><td>綱島へ移動後、休養</td><td>綱島</td></tr><tr><td>３月２５日</td><td>綱島</td><td>勤務先であるＩＴ関連会社の大手町オフィスに出社し、引継ぎや退社挨拶</td><td>綱島</td></tr><tr><td>３月２６日</td><td>綱島</td><td>午前中に蒲田へ移動し、総支部事務所にて選対会議。午後から綱島書斎にてオンラインでの引継ぎや退社挨拶</td><td>綱島</td></tr><tr><td>３月２７日</td><td>綱島</td><td>勤務先に出社。送別会に出席</td><td>蒲田</td></tr><tr><td>３月２８日</td><td>蒲田</td><td>蒲田駅にて街頭活動後、国会議員会館に挨拶回り。その後、東京ガス視察</td><td>蒲田</td></tr><tr><td>３月２９日</td><td>蒲田</td><td>静岡市にて、友人に立候補の意思を伝え、その後、静岡市内の飲食店にて食事</td><td>静岡</td></tr><tr><td>３月３０日</td><td>静岡</td><td>静岡から蒲田へ移動し、選対会議や活動準備。配偶者が発熱し、綱島へ帰宅</td><td>綱島</td></tr><tr><td>３月３１日</td><td>綱島</td><td>雑色駅などで街頭活動</td><td>蒲田</td></tr></table> (イ) ３月、４月における夕食について 街頭活動終了後に総支部事務所で食事することも多く、ともに活動していた井戸総支部長や同支部職員が立て替えて購入し、後に精算することや、配偶者が弁当を持参してくれたこともあった。	日付	出発	活動内容	帰宅	３月２２日	蒲田	日本青年会議所総会出席後、豊洲市場にて青年会議所メンバーと懇親、立候補に関する相談	蒲田	３月２３日	蒲田	大田区内を配偶者とともに散策後、区内飲食店で食事	蒲田	３月２４日	蒲田	綱島へ移動後、休養	綱島	３月２５日	綱島	勤務先であるＩＴ関連会社の大手町オフィスに出社し、引継ぎや退社挨拶	綱島	３月２６日	綱島	午前中に蒲田へ移動し、総支部事務所にて選対会議。午後から綱島書斎にてオンラインでの引継ぎや退社挨拶	綱島	３月２７日	綱島	勤務先に出社。送別会に出席	蒲田	３月２８日	蒲田	蒲田駅にて街頭活動後、国会議員会館に挨拶回り。その後、東京ガス視察	蒲田	３月２９日	蒲田	静岡市にて、友人に立候補の意思を伝え、その後、静岡市内の飲食店にて食事	静岡	３月３０日	静岡	静岡から蒲田へ移動し、選対会議や活動準備。配偶者が発熱し、綱島へ帰宅	綱島	３月３１日	綱島	雑色駅などで街頭活動	蒲田
日付	出発	活動内容	帰宅																																										
３月２２日	蒲田	日本青年会議所総会出席後、豊洲市場にて青年会議所メンバーと懇親、立候補に関する相談	蒲田																																										
３月２３日	蒲田	大田区内を配偶者とともに散策後、区内飲食店で食事	蒲田																																										
３月２４日	蒲田	綱島へ移動後、休養	綱島																																										
３月２５日	綱島	勤務先であるＩＴ関連会社の大手町オフィスに出社し、引継ぎや退社挨拶	綱島																																										
３月２６日	綱島	午前中に蒲田へ移動し、総支部事務所にて選対会議。午後から綱島書斎にてオンラインでの引継ぎや退社挨拶	綱島																																										
３月２７日	綱島	勤務先に出社。送別会に出席	蒲田																																										
３月２８日	蒲田	蒲田駅にて街頭活動後、国会議員会館に挨拶回り。その後、東京ガス視察	蒲田																																										
３月２９日	蒲田	静岡市にて、友人に立候補の意思を伝え、その後、静岡市内の飲食店にて食事	静岡																																										
３月３０日	静岡	静岡から蒲田へ移動し、選対会議や活動準備。配偶者が発熱し、綱島へ帰宅	綱島																																										
３月３１日	綱島	雑色駅などで街頭活動	蒲田																																										

この点について、当選人から井戸総支部長や同支部職員の P a y P a y の支払履歴が提出され、3 ～ 4 月の支払実績が計 8 回あったことが確認できた。 日々の飲食費に関しては、政治活動のための会議や集会に関するものを除き、政治団体の収支報告書に掲載しないこともあり、領収書等を保存することを習慣にしていなかった。そのため、現金で支払を行った飲食に関してはそれを裏付ける領収書等はない。 (ウ) 3 月の水道使用量について 3 月の水道使用量は 1 立方メートル未満であるが、寝るために帰るだけの生活スタイルにおいて十分あり得ることである。5 分程度のシャワーで約 5 0 リットルの使用、トイレを一度使用すると 1 0 リットル程度の使用量といわれている。入浴は現住所近隣のサウナを利用することが多かったため、1 泊における水道使用量はせいぜい 8 0 リットル程度であったといえる。この使用量は 4 月から 6 月の毎月使用量が 2 ～ 3 立方メートルであったことも辻褄が合うといえる。また、3 月 2 2 日以降の現住所での宿泊日数が 5 日だったことを踏まえると、3 月の水道使用量が 1 立方メートルを超えず、請求書での使用量が 0 立方メートルと記載されたことも不思議ではない。 第 3 当委員会の判断 1 住所認定及び本件選挙における被選挙権の考え方 住所に係る法令上の定義としては、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 2 2 条に各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定しており、公選法上の住所についても、民法にいう住所と同意義に解するのが相当である（昭和 3 5 年 9 月 3 0 日福岡高等裁判所判決）とされ、判例では、選挙に関しては、住所は一人につき 1 か所に限定されるものと解すべきであるとされている（昭和 2 3 年 1 2 月 1 8 日最高裁判所判決）。 また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきではなく（昭和 3 5 年 3 月 2 2 日最高裁判所判決）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直	ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべきであるとされている（平成 9 年 8 月 2 5 日最高裁判所判決）。また「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当である。」（令和 3 年 1 2 月 2 3 日 東京高等裁判所判決）とされている。 本件選挙における被選挙権については、公選法第 1 0 条第 1 項第 3 項において、都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満 2 5 年以上のものが被選挙権を有するとされており、公選法第 9 条第 2 項により、日本国民たる年齢満 1 8 年以上の者で引き続き 3 か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有すると規定されている。 また、公選法第 9 条第 3 項に、日本国民たる年齢満 1 8 年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き 3 か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有すると規定されている。なお、公選法第 2 6 6 条第 1 項の規定により、法律中の市に関する規定が特別区に適用されることとなる。 したがって、当選人が本件選挙の被選挙権を有するためには、東京都内のいずれかの区市町村に引き続き 3 か月以上、すなわち令和 7 年 3 月 2 2 日以前から同年 6 月 2 2 日までの期間（以下「本件期間」という。）に、東京都内のいずれかの区市町村に住所を有していなければならない。 2 当委員会が認定した事実 (1) 当選人の居住地等について 本件期間において、当選人は現住所地に住民登録されている。 また、当選人には配偶者がいるが、本件期間中は前住所地において別世帯を構成していたため、当選人は単身世帯である。 現住所地に係る賃貸借契約は令和 7 年 3 月 6 日に締結され、契約期間の始期は同月 9 日である。
--	--

上下水道使用量が0立方メートルとなっているが、これは上下水道の使用実績が全くなかったという意味ではなく、使用量が1立方メートルに達しなかった場合の表記である旨を東京都水道局に確認している。

以上より、当選人の生活スタイルに鑑みると、上下水道使用量が少ないものとはいえ、当選人の使用料金の支払額が家計調査報告の1か月平均の約7割程度であったことのみをもって、当選人の現住所地での起臥を否定することはできない。

イ 電気料金

年月	料金 (円)	家計調査報告 (円)	使用期間
令和7年4月	1, 0 9 7		令和7年3月10日 ～4月8日
5月	1, 4 8 4		令和7年4月9日 ～5月8日
6月	1, 5 8 6		令和7年5月9日 ～6月8日
7月	2, 0 5 1		令和7年6月9日 ～7月8日
1か月平均	1, 5 5 5	6, 3 6 0	

電気料金の支払額は家計調査報告の1か月平均の約4分の1であるが、当選人は、本件期間中、とりわけ公認発表のあった3月28日以降は政治活動のため、早朝に自宅を出発した後は、夕方まで街頭活動を行い、総支部事務所での作業等を終えて深夜23時以降に帰宅して就寝するという生活スタイルであった。

また、当選人が自炊を全く行わず冷蔵庫を設置していなかったことや、洗濯機を設置しておらず、原則、前住所地で洗濯していたという事情を踏まえると、電気の使用用途としては、当選人が在宅しているわずかな時間での照明やパソコンやスマートフォンの充電、ドライヤーやエアコン等に限られていたものと考えられる。

また、令和7年4月分（3月10日から4月8日まで）については他の月よりも更に使用量が少ないところではあるが、前述したとおり当選人が現住所地で生活を開始したのは3月15日以降と考えるのが妥当であり、その点を考慮すると、他の月と同等の使用量であったものといえる。

以上より、当選人の生活スタイルに鑑みると、電気使用量が極端に少ないものとはいえ、電気料金の支払額が家計調査報告の1か月平均の約4分の1であったことのみをもって、当選人の現住所地での起臥を否定することはできない。

ウ ガス料金

年月	料金 (円)	家計調査報告 (円)	使用期間
令和7年4月	1, 4 2 1		令和7年3月21日 ～4月20日
5月	2, 1 4 5		令和7年4月21日 ～5月21日
6月	1, 9 6 3		令和7年5月22日 ～6月19日
7月	1, 4 2 3		令和7年6月20日 ～7月22日
1か月平均	1, 7 3 8	2, 9 8 0	

ガス料金の支払額は、家計調査報告の1か月平均の6割程度である。しかし、前述のとおり、当選人は本件期間中、早朝から深夜まで街頭での政治活動や総支部事務所での事務打合せ等の後に、現住所地には寝るためだけに帰るという日々を過ごし、かつ、自炊も洗濯も行っていなかったという事情を踏まえると、ガスの使用用途としてはシャワー時の給湯程度であったものと考えられる。

その上で、当選人の令和7年3月21日から7月22日までの間の1か月平均のガス使用量は5.75立方メートルであるが、1回5分程度のシャワーにおけるガス使用量が0.13～0.18立方メートル程度という試算があることからすれば、妥当なガス使用量であったといえる。

よって、当選人の生活スタイルに鑑みると、ガス使用量が少ないものとはいえ、ガス料金の支払額が家計調査報告の1か月平均の6割程度であったことのみをもって、当選人の現住所地での起臥を否定することはできない。

(3) 当選人から提出のあった前住所地における光熱水費に係る利用明細等によると、当選人が転居する前の半年期間の平均使用量が、水道が36立方メートル、電気が219キロワットアワー、ガスが32立方メートルであった

令和7年10月8日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤 野 正 明

公選法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、異議申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

のに対し、当選人の現住所地向の転居後における平均使用量が、水道が30立方メートル、電気が129キロワットアワー、ガスが25立方メートルにいずれも減少していることが確認できた。

これらの使用量の減少は、当選人の現住所地向の転居によるものといえ、また、前住所地向では配偶者が単身で生活をしていたことを示すものと考えられ、当選人の生活の本拠が前住所地向から現住所地向に移ったことを裏付けるものといえる。

(4) さらに、当選人から提出された本件期間中の支出に関する資料を確認すると、当選人が現住所地向を中心に食事等に関する買い物をしているといえる。

(5) 申出人は、蒲田五丁目の住人や申出人自身を含め、現住所地向付近で当選人を見かけたことはないことを理由に、当選人の住所要件の充足について疑問を呈している。

しかし、申出人から具体的な証拠が提示されるわけでもなく、単に漠然と主張しているにすぎない。

また、現住所地向が所在する蒲田五丁目の人口は、4,022人（令和7年1月1日現在）であり、大田区内最大のターミナル駅であるJR蒲田駅東口周辺エリアで、多くのオフィスや飲食店が立ち並び繁華街であるため、人の行き来が激しいところである。また、当選人が現住所地向には寝るためだけに帰る生活スタイルであったことから、近隣住民とのつながりは希薄であったものと十分推測でき、申出人やその知人等において当選人の話題が出なかったことのみをもって、当選人の現住所地向での起臥を否定することはできない。

よって、申出人の主張には理由がない。

第4 審理の結果

以上のとおり、当委員会は、当選人は本件選挙中、現住所地向に住所を引き続き有していたものと判断する。

よって、本件選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められず、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。

●東京都選挙管理委員会告示第百二十二号

令和七年六月二十二日執行の東京都議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和七年十月十七日

東京都選挙管理委員会

決 定 書

異議申出人 長瀬 正和

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年7月1日に提起された、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）の杉並区における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

1 異議の申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人である国崎たかし氏（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由

本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

当選人は、本件選挙の告示日の3か月前（令和7年3月13日）より杉並区に居住していたとされるが、以下の理由により、実態として居住がなかった可能性が高いため、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第9条第2項第3項に定める要件を欠いており、立候補及び当選資格に問題がある。

- (1) 当選人は、令和5年11月より、申出人をはじめ当時の支援者に対して、「両親の介護のため、実家の福岡に戻る」と説明している。
- (2) 当選人に最も近い支援者（以下「最も近い支援者」という。）は、「当選人が東京に戻ったのは令和6年11月の2日間だけ」と令和7年3月中旬頃に発言し、かつ「東京に戻るのは早くても令和7年の夏頃だろう」とことあるごとに周囲に話している。
- (3) 当選人は、かつての所属政党である杉並区議会自由民主党に対して令和7年3月20日消印で封書を送付しているが、その消印が「福岡中央」である。
- (4) 当選者は令和7年3月25日までSNSにおいて福岡での生活の様子を投稿している。
- (5) 当選人は、令和7年3月26日、同月29日に杉並区内のかつての支援者複数名と連絡をとっているが、その際「杉並に戻ったら会いに行く」と説明している。
- (6) 当選人は、令和7年3月29日、同月30日、杉並区の自宅とされる住所へ戻っていない。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出について、形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、当選人に意見書及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出を求めるとともに、公選法第212条の規定による証人尋問を行い、証言を求め、慎重かつ厳正に審理した。なお、参加人から意見書の提出はなかった。その結果は、以下のとおりである。

- 第1 本件異議の申出に至るまでの経緯
 - 1 令和7年6月13日、本件選挙告示
 - 2 同月22日、本件選挙期日
 - 3 同月24日、当選人の告示
 - 4 同年7月1日、申出人から本件異議の申出が提起され、当委員会はこれを受理した。

第2 申出人の主張及び当委員会における審理経過

1 申出人の主張

「異議の申出の要旨」のとおり。

2 当委員会における審理経過

(1) 前提となる事実

ア 本件選挙は、令和7年6月13日に告示され、当選人は同日、本件選挙の立候補の届出を行い、本件選挙（杉並区選挙区）の選挙長に受理された。

イ 本件選挙は、同月22日に執行され、杉並区選挙区において、当選人が当選し、同月24日に当選人として告示された。

(2) 証拠書類等に記載された事項

当選人が提出した証拠書類等に記載された内容は以下のとおりである。

ア 当選人の住民票について

当選人は、平成31年1月10日を転入日とし、杉並区内の住所から杉並区上荻四丁目の住所（以下「現住所地」という。）に転入した旨、翌11日に転入届を届けている。世帯は単身世帯である。

イ 現住所地に係る賃貸借契約書について

当選人は、2025年（令和7年）7月1日に、当選人を借主として、住宅賃貸借契約（更新）を締結している。契約期間は「2024年（令和6年）12月21日から2026年（令和8年）12月20日まで（2年間）」、賃料等は月額86,000円、敷金は80,000円である。間取りは1DKで、床面積は30.06平方メートルである。

ウ 当選人の生活状況について

(ア) 下水道料金及び使用量（契約者は当選人本人）

使用期間	上下水道料金（円）	使用量（m ³ ）
令和7年3月 ～4月	3,696	4
令和7年5月 ～6月	3,744	12

(イ) 電気料金及び使用量（契約者は当選人本人）

使用期間	電気料金（円）	使用量（kWh）
令和7年2月23日 ～3月22日	4,094	84
令和7年3月23日 ～4月22日	7,749	175
令和7年4月23日 ～5月22日	7,284	164
令和7年5月23日 ～6月22日	7,971	181

(ロ) ガス料金及び使用料（契約者は当選人本人）

使用月 （検針日）	ガス料金（円）	使用量（m ³ ）
令和7年4月 （令和7年5月8日）	2,383	9
令和7年5月 （令和7年6月5日）	2,417	書面上不明
令和7年6月 （令和7年7月4日）	1,991	書面上不明

(エ) 当選人から提出されたクレジットカード利用に関するスマートフォンアプリによって、令和7年3月16日から同年6月22日までの間に76件の決済があり、そのうち記載上、杉並区内と思われる取引が67件あった。

また、決済データのうち、現住所地近隣のコンビニエンスストアであるファミリーマート上荻青梅街道店（杉並区上荻四丁目19-15）での決済履歴は47件確認できた。

(オ) 当選人の父親について

当選人から提出のあった介護保険資格者証及び介護保険負担割合証によると、当選人の父親は、福岡県福岡市内に住所を置き、要介護状態区分が要介護2である。

また、当選人から提出のあった診断書によると、令和7年2月2日体調困難であるため緊急搬送され、同年4月12日までの間、4度の転院を伴う入院加療が必要な状況にあったことが確認できた。

(カ) 新幹線の利用状況について

当選人から提出された領収書及びクレジットカード利用に関するスマートフォンアプリによって、令和7年3月13日にJR博多駅からJR東京駅まで、同月16日にJR東京駅からJR博多駅まで、同年4月1日にJR博多駅からJR東京駅まで、同月21日にJR東京駅からJR博多駅まで、同月24日にJR博多駅からJR東京駅までの新幹線の利用が確認できた。

(3) 当選人の主な証言

当選人に対して公選法第212条の規定に基づき実施した証人尋問の結果の概要は、以下のとおりである。

ア 家族や居住地等に関すること

(ア) 家族は、父親と弟がいる。

(イ) 父親は、福岡県福岡市内（以下「実家」という。）に居住している。弟については、当選人及び父親とは連絡を取り合っていないため、正確な住所地は不明であるが、福岡県内に住んでいるものと思われる。弟から両親の介護等の世話に関する支援や援助は一切ない。

(ウ) 母親は令和6年7月に死亡したため、実家には父親が単身で住んでいる。父親の介護は当選人が一人で対応している。

(エ) 当選人は、平成30年12月から現住所地の物件を賃貸し、その後も2年おきに賃貸借契約を更新し続け、現在に至るまで居住している。

なお、提出した直近の更新時の賃貸借契約書の締結日が、契約期間開始日である2024年（令和6年）12月21日より後の2025年（令和7年）7月1日になっている点については、当選人及び不動産会社の両者において更新時期を失念したこと起因したものであるが、更新の契約書を締結するまでの間の家賃についても支払を続けていた。

イ 当選人の生活状況について

(ア) 令和5年4月に執行された杉並区議会議員選挙落選後は無職であり、貯蓄を切り崩して生活をしている。なお、一時的に1か月程、杉並区内の飲食店でアルバイトをしたこともあった。

両親の世話で実家に帰省している間は、朝から晩まで両親の介護や病院の付添いをしていたため、働いていない。

(イ) 現住所地に同居人はいなかった。

(ウ) 現住所地に冷蔵庫はあるが、自炊はしていない。食事については、ＪＲ荻窪駅周辺の飲食店における外食やコンビニ等で購入した弁当等で済ませていた。 (エ) 現住所地における風呂はトイレとは別ではあるが、バスグッズが狭く、お湯を貯めて使用せずに、シャワーで済ませていた。 また、銭湯が好きであり、多いときで週３回程度、近隣の銭湯を利用することもあった。料金は現金で支払っていた。 (オ) 洗濯は現住所地に設置した洗濯機を使用し、乾燥については、徒歩５分程度の場所にあるコインランドリーで行っていた。 (カ) その他現住所地にある家電製品としては、エアコン、ドライヤー及び充電器である。 (キ) 杉並区外に出るときは電車を利用するが、区内での政治活動における移動手段は自転車である。 また、支援者から雨天時の政治活動に利用するための自動車を貸してもらったこともあった。 (ク) 令和５年１１月に母親が末期がんであることが判明したため、当選人は実家に戻り、母親の身の回り世話をすることとなった。その当時、父親は働いていたが、母親の病気に起因し、日常的に飲酒をする状況になってしまった。その後、父親も急激に体調が悪くなっていった。 しかし、当選人は母親の世手で手いっぱいであったため、父親のことを気に掛ける状況ではなかった。 母親が令和６年７月に亡くなったが、父親も体調が悪化していたため、介護認定の申請をし、令和６年８月に父親は要介護２の認定を受けた。 (ケ) 母親が亡くなった後、東京での政治活動の早期再開を考えていたが、父親の体調が引き続き思うしくないことから、本格的な政治活動の再開を先延ばしにし、実家に留まり父親を介護するとともに、時折現住所地に戻るといった生活を送ることとなった。現住所地に戻った時期であるが、令和６年８月２６日から９月６日、１０月１１日から同月１４日、同年１２月２２日から同月２５日、令和７年１月１５日から同月１７日である。	(コ) 令和７年２月に父親の体調が深刻な状況になり緊急入院した。その後の入院加療が功を奏し、病状が快復し４月１２日に自宅退院するとともに、現在は実家で歩く練習をしながら一人暮らしをしている。 なお、父親の病状が回復したため、現住所地には令和７年４月１日に戻ってきており、以降、実家に戻ったのは４月後半に１回だけである。 (サ) 実家に帰省する手段は新幹線である。 ウ 当選人の政治活動状況について (ア) 当選人は、令和５年４月の杉並区議会議員選挙では自由民主党の公認候補として立候補したが、落選した。その後、自由民主党の党員の更新手続を行わなかった。 (イ) 当選人は、令和６年執行の衆議院議員選挙における国民民主党の政策や取組について賛同し、国民民主党に所属する先輩の杉並区議会議員に今後の政治活動を相談しており、その先輩の区議会議員を通じて国民民主党が令和７年３月に本件選挙の杉並区選挙区において立候補者を公募していることを知り、公募に手を挙げたところ、公認候補として内定を得るに至った。 (ウ) 政治活動の拠点は、現住所地である。スタッフはいない。 (エ) 街頭での政治活動はビラ配りを行った。友人が手伝いに来てくれることもあったが、基本的には１人で行った。 (オ) 街頭活動の場所は駅頭である。ほぼ毎日駅頭に立ち、杉並区内にあるすべての駅頭で街頭活動を行った。とりわけ本件選挙の直前１か月くらいは、杉並区内のＪＲの駅頭で街頭活動を行った。 エ 申出人が主張する内容について (ア) 申出人が主張する最も近い支援者が誰を指しているのか分からないし、当選人自身が思う親しい人物に確認したが、そのような発言はしていないと言っている。当選人自身も、申出人が主張するような発言をした特段の記憶はない。 (イ) 本件異議の申出には、当選人がかつて所属していた自民党杉並総支部宛ての封書の画像が添付されているが、なぜ、申出人を宛先としないう自民党杉並総支部宛ての封書の画像を申出人が入手しているのか疑問である。
--	---

(ウ) 申出人は令和7年3月25日のSNSのスクリーンショットを福岡の住居を写した投稿と主張するが、正しくは実家ではなく、実家近くの中学校付近で撮影したものである。また、当該投稿を削除している旨を主張しているが、当選人は削除していない。 第3 当委員会の判断 1 住所認定及び本件選挙における被選挙権の考え方 22条に係る法令上の定義としては、民法（明治29年法律第89号）第22条に各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定しており、公選法上の住所についても、民法にいう住所と同意義に解するのが相当である（昭和35年9月30日福岡高等裁判所判決）とされ、判例では、選挙に関しては、住所は一人につき1か所に限定されるものと解すべきであるとされている（昭和23年12月18日最高裁判所判決）。 また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和35年3月22日最高裁判所判決）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべきであるとされている（平成9年8月25日最高裁判所判決）。 本件選挙における被選挙権については、公選法第10条第1項第3項において、都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のものが被選挙権を有するとされており、公選法第9条第2項により、日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有すると規定されている。 また、公選法第9条第3項に、日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都	道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有すると規定されている。なお、公選法第266条第1項の規定により、法律中の市に関する規定が特別区に適用されることとなる。 したがって、当選人が本件選挙の被選挙権を有するためには、東京都内のいずれかの区市町村に引き続き3か月以上、すなわち令和7年3月22日以前から同年6月22日までの期間（以下「本件期間」という。）に、東京都内のいずれかの区市町村に住所を有していなければならない。 2 当委員会が認定した事実 (1) 当選人の居住地について ア 当選人は、現住所（地）へは杉並区内の前住所（地）から平成31年1月10日を転入日とした届出を行い、本件期間中も現住所（地）に住民登録されている。 イ 当選人は現住所（地）の物件を賃貸借し、単身世帯である。 (2) 当選人の生活状況について ア 当選人は現住所（地）に単身で生活しており、食事については当選人の主張のとおり自炊はしておらず、クレジットカードの支払履歴等から現住所（地）付近のコンビニエンスストアや飲食店を活用していたことがうかがえる。 イ 当選人は、令和6年7月に亡くした母親の身の回りの世話や、現在も実家に単身で生活する父親の介護の関係で実家に一時的に帰省せざるを得なかった。 父親は入院加療が功を奏し、病状が快復したため当選人は令和7年4月1日に現住所（地）に戻ってきており（同月12日に父親は自宅退院）、その後、実家には1度（同月21日から同月24日まで）しか帰省していない。 同月3日以降の本件期間中、当選人は東京都内において、クレジットカードを利用し、定期的に買い物を行っていたことを踏まえると、現住所（地）に生活していると判断するのが相当である。 ウ 当選人が利用していると申出のあった銭湯及びコインランドリーについては、現住所（地）からそれぞれ徒歩6分、徒歩4分の距離にある。
--	---

(3) 当選人の政治活動状況について

ア 当選人は、国民民主党が令和7年3月に本件選挙の杉並区選挙区において立候補者を公募していることを知り、公募に手を挙げたところ、公認候補として内定を得た。

イ 政治活動の拠点は、現住所地でありスタッフはいない。

ウ 街頭での政治活動はビラ配りを行ったほか、ほぼ毎日駅頭に立ち、杉並区内にある全ての駅頭で街頭活動を行った。とりわけ本件選挙の直前1か月くらいは、杉並区内のJRの駅頭で街頭活動を行った。

3 判断

以上を踏まえ、当選人が本件期間において、都内に居住していたかについて判断する。

(1) 当選人は、現住所地に平成31年1月10日を転入しており、現在も居住していることは住宅賃貸借契約(更新)を締結している事実から明らかである。

(2) 現住所地における光熱水費に係る支払状況と総務省家計調査報告の2024年の単身世帯(男 35～59歳)の電気料金、ガス料金(都市ガス)又は上下水道料金の1か月平均との比較をまとめると以下のとおりである。

ア 電気料金

年月	料金 (円)	家計調査報告 (円)	使用期間
令和7年4月	7, 7 4 9		令和7年3月23日 ～4月22日
5月	7, 2 8 4		令和7年4月23日 ～5月22日
6月	7, 9 7 1		令和7年5月23日 ～6月22日
1か月平均	7, 6 6 8	6, 3 6 0	

イ ガス料金

年月	料金 (円)	家計調査報告 (円)	使用期間
令和7年4月	2, 3 8 3		書面上不明
5月	2, 4 1 7		書面上不明
6月	1, 9 9 1		令和7年6月6日 ～7月4日
1か月平均	2, 2 6 4	2, 9 8 0	

ウ 上下水道料金

年月	料金 (円)	家計調査報告 (円)	使用期間
令和7年3月 4月	3, 6 9 6		書面上不明
5月 6月	3, 7 4 4		書面上不明
1か月平均	1, 8 6 0	2, 3 7 9	

電気料金の支払額は家計調査報告の1か月平均を上回っているが、ガス料金及び上下水道料金の支払額は、いずれも家計調査報告の1か月平均の4分の3程度となっている。

しかし、当選人が証言するところによれば、自炊を全くしないことやバススタゾにお湯を張ることはなくシャワーのみの利用で、かつ、銭湯にもわりと頻繁に通っている当選人の生活スタイルの実情に鑑みると、ガス料金及び上下水道料金の支払額が家計調査報告の1か月平均を下回っているとはいえ、現住所地における居住を否定することはできない。

(3) 申出人は、最も近い支援者が令和7年3月中旬頃に周囲にいる者に対して「当選人が東京に戻ったのは、令和6年11月の2日間だけ」であり、「東京に戻ってくるのは早くても令和7年夏頃だろう」と発言していることも、当選人の都内居住がない可能性の根拠として主張している。

この点について、当選人は申出人のいう最も近い支援者が誰であるか見当もつかず、そのような発言をした特段の記憶はない旨を証言している。その他、上記のような発言の存在をうかがわれる資料は見当たらない。

(4) また、申出人から提出のあった当選人のかつての支援者からの陳述書では、当選人は令和7年3月26日、29日にかつての支援者らに対し、「東京に戻ったら会いに行く」という趣旨の連絡をしたことが記されており、申出人はこの発言を踏まえ、当選人が都内には居住していない可能性がある旨を主張している。

さらに申出人は、当選人が令和7年3月20日「福岡中央」の消印で封書を送付していること、同月25日までSNSにおいて福岡での生活の様子を投稿していること、及び同月29日及び30日に現住所地にもどっていないことも、当選人の都内居住がない可能性の根拠として併せて主張している。

しかし、当選人が令和7年4月1日までは単身で生活する父親の介護の閑居で実家に一時的に帰省せざるを得なかったことは、父親の診断書や新幹線利用の領収書等で確認することができ、かつ、4月3日以降は現住所地近隣のコンビニエンスストアをはじめとした東京都内において、クレジットカードを利用し、定期的に買い物を行っていた実績が多数あることも確認できており、申出人が主張する3月下旬における「福岡中央」消印やSNSでの投稿、現住所地の不在の事実となら矛盾するものではない。

よって、申出人の主張する事実をもって、当選人の都内居住を否定する根拠にはならない。

(5) 以上により、本件期間における当選人の生活の本拠は、現住所地であると判断することが相当である。

第4 審理の結果

以上のとおり、当選人は、本件選挙期日である令和7年6月22日の時点で、引き続き3か月以上、東京都内の現住所地に住所を有していたと認められるので、本件選挙における被選挙権を有しており、申出人の本件異議の申出は、いずれも理由がない。

よって、本件異議の申出については、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却することとして、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和7年10月8日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤 野 正 明

公選法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、異議申出人はこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

告示（海区漁調）

●東京漁調指示第八号

東京海区における竿釣り及び手釣りによる水産動物の採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和七年十月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬 場 治

（漁具漁法の制限）

一 遊漁者等の漁具漁法の制限は、次のとおりとする。

- (一) 遊漁者等が船舶を使用してまき餌釣りをする場合、一仕掛けにつき、まき餌かご一個を付したものに限り、
(二) (一)に掲げるまき餌かごの大きさは、次のとおりとする。

る。

ア 伊豆諸島海域及び小笠原諸島海域

外径 五・五センチメートル以下

長さ（まき餌を収納する部分に限る。） 二十三

センチメートル以下

イ 東京都内湾海域

直径 五センチメートル以下

長さ 八センチメートル以下

- (三) 遊漁者等が船舶を使用してまき餌釣りをする場合、当該まき餌の使用量の基準は、一人一日当たり次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であっても必要最小限の量としなければならない。

ア 伊豆諸島海域及び小笠原諸島海域 九キログラム

以内

イ 東京都内湾海域 三キログラム以内

- (四) 遊漁者等が船舶を使用しないでまき餌釣りをする場合、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあつては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

（指示の有効期間）

- 二 この指示の有効期間は、令和七年十一月一日から令和八年十月三十一日までとする。

●東京漁調指示第九号

東京海区における釣漁法について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和七年十月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬 場 治

（釣漁法の禁止）

- 一 大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び鰐婦岩の各最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域においては、いきえさ（餌虫類を除く。）を使用して、あかはた及びかさごを釣獲してはならない。

（指示の有効期間）

- 二 この指示の有効期間は、令和七年十二月七日から令和

八年十二月六日までとする。

●東京漁調指示第十号

東京海区（伊豆諸島海域に限る。）における浮きはえ縄漁業（以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和七年十月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬 場 治

（禁止操業）

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

- (一) 令和八年一月一日から同年五月三十一日までの間の
大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、
式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島
（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、
八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペヨネース列
岩、須美寿島、鳥島及び鰐婦岩の各最大高潮時海岸線
から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょう
たん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬（中ノ黒瀬を含
む。）における操業

- (二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

（承認操業）

- 二 総トン数二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

- (一) 承認の対象者

ア 東京海区（伊豆諸島海域に限る。）において、前年度にこの漁業の承認（一月一日から五月三十一日までの期間）を受け水揚げした実績を有する者 イ 前年度に承認を受け操業したものの、水揚げした実績を有しない場合にあつては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要がある、かつ、漁業秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの意見書を提出し、委員会が特に認めた者 ウ 委員会が特に認めた者 エ 試験研究機関 (二) 承認隻数 ア この漁業の承認できる総トン数五トン以上二十トン未満の船舶の隻数の最高限度は百二十隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。 <table><tr><td>東京都</td><td>三十五隻</td></tr><tr><td>静岡県</td><td>十一隻</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td>六隻</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>五十七隻</td></tr><tr><td>宮城県</td><td>一隻</td></tr><tr><td>和歌山県</td><td>四隻</td></tr><tr><td>高知県</td><td>三隻</td></tr></table> イ この漁業の承認できる総トン数五トン未満の船舶の隻数の最高限度は三隻以内とし、県別の隻数は、次のとおりとする。 <table><tr><td>神奈川県</td><td>一隻</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>二隻</td></tr></table> (三) 承認をしない場合	東京都	三十五隻	静岡県	十一隻	神奈川県	六隻	千葉県	五十七隻	宮城県	一隻	和歌山県	四隻	高知県	三隻	神奈川県	一隻	千葉県	二隻	ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合 イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合 ウ 同一の漁業者が二隻以上の船舶について申請をした場合 エ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合 オ その他委員会が漁業調整上支障があると認めた場合 合 (操業方法等) 三 この漁業の承認を受けた者の操業方法等は、次のとおりとする。 (一) 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること (二) 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。 (三) 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。 (四) 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。 (五) 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。 (六) 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、五に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚し	なければならない。 (七) 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局（一ワット二十七メガヘルツ）を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。 (操業協定等) 四 この漁業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持、漁具被害の防止等を図る必要があると委員会が認めた場合は、当該漁業者（漁業協同組合等を含む。）との間又は他の競合する漁業者（漁業協同組合等を含む。）との間で、操業協定等を締結しなければならない。ただし、協定等を締結しなくても漁業秩序が維持される等、特に委員会が認めた場合はこの限りではない。 (一) 漁業者間で定められた操業ルールの遵守に努めるほか、適宜漁業者間による協議を行い、操業秩序の維持を確保しなければならない。 (二) 操業海域において、他種漁業との間で漁場競合が発生した場合には、必要に応じて相手方と連絡を取る等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。 (三) この漁業の承認を受け、かつ、太平洋広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐろ漁業を営む場合、資源の保護培養、漁業秩序維持等のため、住所の所在地の都県に配分された漁獲可能量、所属する漁業協同組合内あるいは漁業者間で締結した協定等の取決め事項等を遵守しなければならない。 (承認書の備付け及び操業旗章の掲揚) 五 この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶
東京都	三十五隻																			
静岡県	十一隻																			
神奈川県	六隻																			
千葉県	五十七隻																			
宮城県	一隻																			
和歌山県	四隻																			
高知県	三隻																			
神奈川県	一隻																			
千葉県	二隻																			

公 告

ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。（承認の取消し）

六 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことができる。

(一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。

(二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。

(三) 委員会が漁業調整上必要があると認めたとき。

(操業実績報告書の提出義務)

七 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和八年六月三十日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

八 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

九 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

十 この指示の有効期間は、令和八年一月一日から同年五月三十一日までとする。

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により東村山市廻田町四丁目土地区画整理組合理事長金子浩から次に掲げる者が令和七年九月十七日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和七年十月十七日

氏名	住 所
金子 浩	東京都知事 小 池 百合子
木村 稔	同 所二十二番地一
細田 隆之	同 所二十三番地一
金子ひろみ	同 所十七番地二
金子 藤	同 右

発行所 東京都勝美印刷株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

